

# 総務委員会資料

## 2 陳情の審査

### (1) 陳情第138号

庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情

資 料 陳情第138号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情

参考資料 関係法令等

総務企画局  
令和8年3月13日

## 陳情第138号

庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情

### 1 関係法令等の定め

庁舎において物品の販売その他これに類する商業的行為をすることについては、公務の円滑かつ適正な執行を確保するため、川崎市庁舎管理規則等において、「事前に庁舎管理者の許可を受けなければならない」としている（川崎市庁舎管理規則第11条第1項第1号、川崎市庁舎管理要綱第12条第1項第1号）。

### 2 本市における状況

これまで、庁舎内における政党機関紙の勧誘に関する許可の申請を受け付けた事例はなく、職員が心理的圧力を感じたとの相談を受け付けたことはない。

## 陳情第138号

庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情

### 3 陳情に対する本市の考え方

- ・ 現在、職員が心理的圧力を感じた際の相談先としては、サービス相談員を含む各局等の人事担当課をはじめ、総務企画局庶務課や人事課等を想定しているが、陳情内容にある相談を受け付けたことはないところである。  
なお、政党機関紙の購読については、職員の意思で行われるべきものと認識している。
- ・ 庁舎内における物品の販売等の商業的行為の許可等については、引き続き、庁舎管理規則等に基づき適切に対応していく必要があると認識している。
- ・ 職員が心理的圧力を感じたという場合に、相談ができるよう、庁内会議等の様々な機会を活用して、改めて相談先を周知するとともに、職員が安心して働くことができる職場環境の整備を図っていくこととする。
- ・ 政党機関紙の発行者と職員個人との間の購読契約は、契約当事者同士の合意により成立しており、契約当事者でない本市が、契約の解除や変更を行うことは適切ではないと考えている（民法第522条第1項、第540条第1項）。

## 関係法令等

### 川崎市庁舎管理規則（昭和43年川崎市規則第76号）【抜粋】

（目的）

第1条 この規則は、庁舎の管理に関し必要な事項を定め、公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

第2条～第10条 略

（許可行為）

第11条 庁舎において次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、事前に庁舎管理者の許可を受けなければならない。ただし、市長が別に定める行為については、この限りでない。

（1） 物品の販売その他これに類する商業的行為をすること。

（2）～（7） 略

2・3 略

### 川崎市庁舎管理要綱（平成7年12月18日付け7川総庁第350号）【抜粋】

（許可行為・許可基準・標準処理期間）

第12条 規則第11条第1項各号の許可行為については、おおむね次のとおりとする。

（1） 庁舎管理者は次のいずれかに該当すると認める場合は、規則第11条第1項第1号の許可をしないものとする。

ア 略

イ 営利を目的とした不特定多数への無秩序な物品の販売、商品等の紹介、勧誘等（ただし、市の事務事業に密接に関係するものであって、特に庁舎管理者の許可を得たときを除く。）

ウ～オ 略

（2）～（6） 略

2～5 略

### 民法（明治29年法律第89号）【抜粋】

（契約の成立と方式）

第522条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 略

（解除権の行使）

第540条 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。

2 略